3. 環境衛生

区民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、特定建築物などの環境衛生関係営業施設について許可及び届出受理等の業務を行なっている。 また、これらの施設の衛生水準を確保するため、環境衛生監視員により監視指導を行なっており、必

要に応じて理化学検査・細菌検査を実施している。

さらに、飲料水に関する相談や室内空気環境等に関する相談及び測定事業を行なっている。 このほか、講習会・衛生教育活動等により、衛生知識の向上に努めている。

[1] 環境衛生関係営業施設の概要

(1) 法・条例関係施設

法律や条例により許可・届出等を要する環境衛生関係営業施設は、理・美容所から特定建築物まで多岐にわたっている。これらの施設については法令により設備基準、維持管理基準が定められており、基準の適合状況等についての監視指導を実施している。

□実績数

连度		×	(分)	許 可 等 (件)	廃業等 (件)	施設数	監視指導数(件)
21	年	度		132	129	2,639	1,656
22	年	度		184	191	2,632	1,761
23	年	度		158	178	2,612	1,528
24	年	度		156	121	2,647	1,496
25	年	度		167	132	2, 682	1, 504
理	容		所	12	12	234	143
美	容		所	86	40	709	418
クリ	-=	ンク	ブ所	12	19	278	162
興	行		場	36	34	44	91
旅	館		業	4	7	180	209
公	衆	浴	場	3	2	92	218
プ	_		ル	0	0	64	84
水	道	施	設	6	9	726	78
温泉	見利月	月施	設	4	4	1	6
墓	地		等	0	0	69	0
特员	定 建	築	物	4	5	285	95

(2) 豊島区要綱関係施設

法令の適用を受けない貯水槽水道、コインランドリー、コインシャワーについては、衛生水準を維持するため、対象施設毎に衛生指導要綱を定め、施設の管理者・営業者に適切な管理運営を指導している。

□実績数

年度 区分	届 出 (件)	廃 止 等 (件)	施 設 数	監視指導数(件)
21 年 度	1	6	6, 324	519
22 年 度	31	565	5, 790	592
23 年 度	31	53	5, 768	583
24 年 度	8	9	5, 767	375
25 年 度	10	224	5, 553	305
貯水槽水道	4	220	5, 425	179
コインランドリー	5	4	117	115
コインシャワー	1	0	11	11

⁽注) 平成18年6月の要綱改正により、小規模給水施設から貯水槽水道に名称を変更した。

[2] 環境衛生関係営業施設の衛生

(1) 理容所・美容所

理容師法、美容師法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年	连度		区分		施設数	監視指導数(件)
	21	年	度		823	432
	22	年	度		854	500
	23	年	度		859	509
	24	年	度		897	416
	25	年	度		943	561
	理	容	Ī	听	234	143
	美	容	Ī	听	709	418

② 空気検査

施設を密閉しがちな冬期に、空気の汚染や有毒ガスによる中毒発生を防止するため、炭酸ガスと 一酸化炭素の測定を行なっている。 (単位:件)

		区分		理 容	所		美 容	所
, ! -			検査	検査	施設成績	検査	検査施	設成績
年度			施設数	適	不適	施設数	適	不適
21	年	度	0	0	0	7	7	0
22	年	度	0	0	0	0	0	0
23	年	度	2	2	0	18	18	0
24	年	度	3	3	0	1	1	0
25	年	度	10	10	0	1	1	0

(2) クリーニング所

クリーニング業法に基づき、施設の確認及び監視指導を行なっている。このうちクリーニング師を置いて洗たく・仕上げ業務を行なう施設を「一般クリーニング所」、洗たく物の受け渡しのみを行なう施設を「取次所」としている。また、平成16年のクリーニング業法改正により、車両等を使用して洗たく物の受け渡しを行なう取次業においても、「無店舗取次所」として届出の対象としている。

① 施設数と監視指導数

年	渡		区分	}	施設数	監視指導数(件)
	21	年	度		295	232
	22	年	度		289	194
	23	年	度		289	194
	24	年	度		285	159
	25	年	度		278	162
	_			般	130	78
	取	次		所	146	84
	無店	舗」	取 次	所	2	0

② 空気検査

ドライクリーニング所で使用するパークロルエチレン(有機塩素系溶剤)等は、管理が不十分であると健康に障害を及ぼすほか、地下水汚染の原因にもなる。そのため、施設のパークロルエチレンの濃度測定を行ない、室内環境維持及び適切な排液処理方法を指導している。

□パークロルエチレン空気測定

区分	パークロル	 検 査	検査施設成績(件)		
年度	エチレン 使用施設数	施設数	適	不適	
21年度	22	14	14	0	
22年度	18	7	7	0	
23年度	16	10	10	0	
24年度	14	5	5	0	
25年度	13	10	10	0	

③ クリーニング師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換、再交付等の経由事務を行なっている。 (平成25年度の受付数**0**件)

④ コインランドリー

豊島区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱により、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

年度	_	区分	施設数	監視指導数(件)
21	年	度	110	107
22	年	度	115	124
23	年	度	115	136
24	年	度	116	113
25	年	度	117	115

(3) 興行場

興行場法に基づき、映画館・劇場・音楽ホール等の興行場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。なお、デパート等で短期間の催事における興行は仮設興行場としている。

① 施設数と監視指導数

区分		総数	
年度	施設数	監視指導数(件)	夜間指導数(件)
21 年 度	42	78	(4)
22 年 度	43	72	(9)
23 年 度	41	84	(7)
24 年 度	42	97	(8)
25 年 度	44	91	(3)
常設	42	45	(3)
仮 設	(※) 2	46	(0)

(注) ()内は再掲。

(※) 掲上施設数は平成26年3月末における仮設興行場営業許可施設数。平成25年度の仮設興行場営業許可施設数(合計)は**34**施設。

② 空気検査

興行場内の空気汚染を防止し、快適な状況を維持するため、空気検査を行なっている。

-	- 17-17	_	区分	検 査	検査施設	成績(件)	項目別不適件数(件)		
牛	三度			施設数	適	不 適	炭酸ガス	粉じん	
	21	年	度	41	39	2	2	0	
	22	年	度	43	37	6	4	3	
	23	年	度	44	39	5	4	1	
	24	年	度	48	41	7	4	3	
	25	年	度	45	42	3	2	1	
		常	設	40	37	3	2	1	
		仮	設	5	5	0	0	0	

(4) 旅館業

旅館業法に基づき、ホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業等の旅館業施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

年度 区分	施設数	監視指導数(件)
21 年 度	192	262
22 年 度	203	351
23 年 度	182	185
24 年 度	183	224
25 年 度	180	209
ホ テ ル	22	23
旅館	138	159
簡 易 宿 所	20	27

(5) 公衆浴場

公衆浴場法に基づき、公衆浴場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

なお、公衆浴場は普通公衆浴場(銭湯)と、その他の公衆浴場(個室付浴場並びにサウナ等の浴場)に分かれている。

① 施設数と監視指導数

年度	施設数	監視指導数(件)	(再掲) 夜間指導数(件)
21 年 度	102	224	(81)
22 年 度	99	204	(79)
23 年 度	94	237	(78)
24 年 度	91	231	(78)
25 年 度	92	218	(77)
普通	30	30	(30)
その個室	24	111	(47)
他サウナ等	38	77	(0)

② 浴湯水検査

公衆浴場の衛生維持のため、浴湯水水質検査を行なっている。

	区	分		検査施設成績(件)		項目別不適件数(件)			
年	度		検査施設数	適	不適	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸 菌群	遊離残留 塩素濃度
21	年	度	82	60	22	2	5	4	18
22	年	度	76	57	19	0	0	4	23
23	年	度	75	53	22	0	0	6	20
24	年	度	75	58	17	1	0	7	13
25	年	度	75	62	13	1	3	1	12
	普	通	30	26	4	0	1	0	4
	その)他	45	36	9	1	2	1	8

③ コインシャワー

豊島区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱に基づき、施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

年度	_	区分	施設数	監視指導数(件)
21	年	度	7	12
22	年	度	7	9
23	年	度	10	29
24	年	度	10	16
25	年	度	11	11

(6) プール

豊島区プール等に関する条例に基づき、プール等施設の許可及び監視指導・助言等を行なっている。なお、プール等とは、営業プール及び保育園等の小規模プールをいう。

① 施設数と監視指導数

) 年	三度		区分		数	監視指導数(件)
	21	年	度	57		72
	22	年	度	53		77
	23	年	度	63		83
	24	年	度	64		85
	25	年	度	64		84
	営	業プ	゜ール	15		37
	小夫	規模に	プール	49		47

② プール水検査

プールに起因する疾病を予防し、プール水の衛生を確保するため、営業プールに対し下記項目に ついて、水質検査を行なっている。

	検	検査施設	成績(件)		項目] 別	不適	件	数(件))
区 分 年 度	查施設数	適	不適	На	濁度	カリウム消費量	残留塩素	大腸菌	一般細菌数	総トリハロメ
21 年 度	31	23	8	0	0	4	3	0	1	0
22 年 度	28	21	7	0	0	4	4	0	0	0
23 年 度	28	20	8	0	0	3	3	1	3	0
24 年 度	28	25	3	0	0	3	0	0	0	0
25 年 度	32	24	8	0	0	1	2	0	6	0

小規模プールに対しては、残留塩素及び水温について簡易水質検査(検査数280件)を行なうとともに衛生管理に関する指導助言等を行なった。このほか、プール経営者には衛生保持のため水質検査等が義務付けられており、保健所では有料で水質検査を受付している。平成25年度のプール水質検査の受付数は24件であった。

(7) 温泉利用施設

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可及び監視指導を実施している。

年度	施設数	監視指導数(件)
21 年 度	1	6
22 年 度	1	5
23 年 度	1	3
24 年 度	1	5
25 年 度	1	6

(8) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地・納骨堂等の許可及び調査指導を実施している。

_ 年	 E度	_	区分	施	設	数	調査指導数(件)
	21	年	度		68		22
	22	年	度		69		5
	23	年	度		69		0
	24	年	度		69		30
	25	年	度		69		0
	亨	裛	地		57		0
	糸	内 骨	堂		12		0

[3] 大規模ビル (特定建築物) の衛生

近年、ビルの設備は、社会情勢の変化を反映して、省スペース化によりメンテナンスが容易でない 空気調和機の導入など大きく変化し、維持管理がより複雑になっている。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(ビル衛生管理法)では、建築物のうち特定用途 (事務所・百貨店・興行場・店舗・旅館・学校・遊技場等)部分の延べ床面積が3,000㎡以上(学校 は8,000㎡以上)のものについては、特定建築物に指定して、空気環境・給排水管理・清掃・ねずみ 衛生害虫の防除等の管理を義務付けしている。

(1) 特定建築物立入検査

区では、延べ床面積が3,000㎡~10,000㎡の特定建築物の届出の受理及び立入検査を行なっている。なお10,000㎡を超える特定建築物の立入検査等は、東京都福祉保健局ビル衛生検査係が実施している。また、建築基準法に基づき、特定建築物の対象となる規模・用途の建築物の建築確認申請時には、ビルの衛生設備に関して図面審査による指導を行なっている。

① 施設数と立入検査数

区分	施 設	数	立入検査が	図面審査	
年度	$3,000\mathrm{m}^2\sim10,000\mathrm{m}^2$	10,000 ㎡超	一般検査	その他 (※1)	指導数(件)
21 年 度	213	65	95	0	3
22 年 度	217	65	92	5	(%2) 5(5)
23 年 度	215	68	95	7	(%2) 6(4)
24 年 度	216	70	95	5	(%2)10(3)
25 年 度	215	70	95	0	(%2) 3(1)

- (※1) その他の内容は、一般検査以外の立入り監視指導数。
- (※2) ()内の数字は、東京都と共同実施した10,000㎡超の施設数の再掲。

② 帳簿書類・設備検査

ビル内の衛生設備の管理状況及び管理帳簿書類の検査を行なっている。

区分	検査		設成績 牛)	項		別	不	適	件	数 (1	(牛)
年度	施設数	適	不適	帳簿 書類	空調 管理	給水 管理	排水 管理	清掃 状況	害虫防除	雑用水	アスベスト
21 年 度	95	27	68	54	12	21	12	13	19	1	4
22 年 度	92	23	69	37	17	28	9	14	13	0	0
23 年 度	95	22	73	65	17	35	12	11	13	1	1
24 年 度	95	30	65	46	14	27	11	13	9	1	1
25 年 度	95	27	68	31	16	18	17	9	16	1	0

③ 空気環境測定

ビル内の良好な空気環境を確保するため、空気環境測定を行なっている。

区分	検査	検査施設成績 (件)		項	目 別	不	適	上 数	(件)
年度	施設数	適	不適	温度	湿度	炭酸 ガス	一酸化 炭素	粉じん	気流
21 年 度	95	48	47	0	23	27	1	4	0
22 年 度	92	27	65	15	40	42	0	4	0
23 年 度	95	12	83	33	46	47	0	2	4
24 年 度	95	17	78	27	42	44	0	4	0
25 年 度	95	22	73	15	47	33	0	3	0

(2) 特定建築物衛生指導講習会

特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容、立入検査結果等についての講習会を五区 共同(豊島区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区)で毎年1回実施している。

(単位:人)

年度 区分	開催区	区内施設受講者数
21 年 度	豊島区	119
22 年 度	板橋区	89
23 年 度	練馬区	100
24 年 度	中野区	87
25 年 度	杉並区	96

[4] 飲料水の衛生

水道は、日常生活を営むうえで必要不可欠な施設である。区では、ビルやマンション等の建物に設置された受水槽(タンク)を経由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保に努めている。 また、赤水や井戸水等の相談に対応しているほか、有料で水質検査を受付している。

(1) 専用水道・簡易専用水道

水道法に基づき、専用水道、簡易専用水道(受水槽の有効容量が10㎡を超えるもの)の確認や届 出の受理と監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

区分	総	数
年度	施設数	監視指導数(件)
21 年 度	781	233
22 年 度	739	256
23 年 度	731	131
24 年 度	729	149
25 年 度	726	78
専 用 水 道	1	0
簡易専用水道	725	78

② 簡易専用水道検査済施設数

簡易専用水道は、施設全体の管理状況について毎年1回厚生労働大臣登録検査機関による検査 が義務付けられている。

年度	\	区分	施	設	数	検査機関対象施設数(件)(※)	受検報告数(件)
21	年	度		780		540	387
22	年	度		738		499	379
23	年	度		730		495	397
24	年	度		728		493	384
25	年	度		725		495	361

^(※) 検査機関対象施設数は、ビル衛生管理法による管理をしている施設を除いたもの。

特定建築物に設置される簡易専用水道については、保健所等の立入検査を受けていること、及び 毎年「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」を保健所等に提出することをもって、簡易専用水道の 検査とみなしている。

(2) 貯水槽水道

水道法の適用を受けない給水施設(受水槽の有効容量が10㎡以下のもの)では、所有者・管理 者等の衛生管理知識が不十分なことなどから、飲料水の事故が発生しやすい。

そこで、豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱により、該当施設の実態把握と衛生知識の普及を行ない、各施設の衛生管理の向上を図っている。

年度	施設数	監視指導数(件)
21 年 度	6, 207	400
22 年 度	5, 668	459
23 年 度	5, 643	418
24 年 度	5, 641	246
25 年 度	5, 425	179

⁽注) 平成18年6月の要綱改正により、「小規模給水施設」から「貯水槽水道」に名称が変更した。

(3) 飲料水水質検査受付

タンク水や井戸水について、設置者等からの依頼により有料で水質検査を受付している。なお、 タンク水検査の結果、水質基準に適合しない場合には施設の改善指導等を行なっている。

(単位:件)

	区分		タン	ク水	井戸水		
年	度			検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
	2 1	年	度	78	2	14	2
	22	年	度	70	1	22	4
	23	年	度	71	2	21	6
	2 4	年	度	67	1	20	4
	25	年	度	55	1	21	7
	細菌	検査(2項目)	0	0	5	0
	定期検査(10項目) 消毒副生成物 化学検査定性分析			38	1	11	7
				8	0	0	0
				0	0	0	0
	化学検査定量分析		0	0	5	0	
	t ル管法に係る検査 (15項目)			9	0	0	0

(4) 水質検査奨励月間事業

豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱による年1回以上の水質検査の受検率を高めるために、平成6年度から毎年6月を「水質検査奨励月間」とし、検査受付日時の延長や料金の割引等を行なう事業を実施している。

	区分 年度		総数	タン	ク水	井 戸 水		
年度			松级	検査受付数	不適数	検査受付数	不適数	
21	年	度	828	563	12	265	108	
22	年	度	772	524	14	248	106	
23	年	度	835	511	12	324	142	
24	年	度	745	474	5	271	100	
25	年	度	718	467	5	251	90	

[5] 入浴設備等を持つ高齢者福祉施設の衛生

「豊島区入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱」(平成21年4月1日施行)に基づき、高齢者福祉施設等の入浴設備等における構造及び維持管理に関し、監視指導を実施している。

(単位:件)

年 度	監視指導数
23 年 度	0
24 年 度	8
25 年 度	18

[6] 室内空気環境に関する相談事業

豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱(平成13年4月1日施行)に基づき、シックハウス症候群やダニアレルギーなど主として室内空気環境に関する相談に対応しており、必要に応じて現場にて検知管等による簡易空気環境測定とともに室内空気環境の改善に関する助言等を行なっている。また、居住者からの依頼により有料でホルムアルデヒド・トルエン・キシレンなどの揮発性有機化合物(VOC)の室内空気環境測定を受付している。

(単位:件)

年度	区分	室内空気環境測定検査受付数 (パッシブチューブ法・アクティブ法〉
21 年	度	4
22 年	度	2
23 年	度	0
24 年	度	6
25 年	度	3

[7] 苦情·相談

環境衛生関係営業施設に対して、所内指導及び苦情処理を行なっている。また、住民からの住居衛生 等に関わる相談に応じている。

(単位:件)

炎件数

[8] 特別調査

(1) レジオネラ症防止対策事業

保健所では、例年レジオネラ症防止対策として、調査及び検査等を実施してきたところであるが、 平成25年度においても、前年度に引き続きレジオネラ症防止対策を進めるため、環境衛生関係営業 施設を指導するとともに、必要に応じてレジオネラ属菌検査を実施した。検査の結果、レジオネラ 属菌が検出された施設に対しては、洗浄消毒などの措置を指導した。

(単位:件)

区分	検査検体数							
	普通公衆浴場 (浴槽)		その他の公衆浴場(浴槽)		営業プール (プール本体)		営業プール [採暖槽 (ジャグジー)]	
年度	培養法	LAMP法 (※)	培養法	LAMP法	培養法	LAMP法	培養法	LAMP法
21年度	2	12	61	0			16	0
22年度	0	10	47	0			20	0
23年度	0	0	50	0			12	0
24年度	0	0	58	0			11	0
25年度	0	0	55	0			12	0

^(※) LAMP法とは、遺伝子を簡易・迅速な方法により増幅させる検出法。

旅館や浴場等の循環浴槽水及び建築物の冷却塔循環水・循環給湯水などについて、設置者等の依頼 により有料でレジオネラ属菌検査を20件受付した。

(2) 貯水槽水道の実態調査

貯水槽水道について、新規施設の把握並びに連絡先不明施設の調査を**142**件実施し、施設概要及 び連絡先の把握を行なった。

(3) 理容所の衛生管理調査

理容所における衛生水準向上のため、ATPふき取り検査を用いて、器具の洗浄状態について調査を10施設(検査数65件)実施した。

[9] 環境衛生関係検査総数

前項の室内空気環境測定、浴場・プール水検査以外にも、環境衛生関係営業施設等に対して、照度・ 温湿度・残留塩素濃度等、現場での簡易検査を行なっている。検査の総数は以下のとおりである。

年度		区分	検査施設数	検査項目数
21	年	度	864	7, 795
22	年	度	911	9, 136
23	年	度	945	6, 140
24	年	度	555	6, 677
25	年	度	587	6, 567

[10] 衛生教育

環境衛生関係施設の営業者に衛生知識の向上のための講習会を実施している。また、営業者以外の方 (住民、学生等)への衛生教育にも努めている。

	区分		総	数	営 業 者 等		営業者以外	
年度			回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)
21	年	度	14	445	7	397	7	48
22	年	度	27	914	7	302	20	612
23	年	度	16	469	11	425	5	44
24	年	度	15	450	10	400	5	50
25	年	度	11	514	9	473	2	41

[11] 環境衛生優良施設表彰

環境衛生関係施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

年度 区分	表彰施設数
21 年 度	3
22 年 度	3
23 年 度	3
24 年 度	3
25 年 度	3

[12] 行政処分(保健福祉部生活衛生課)

平成25年度は行政処分施設なし。